

保育料（利用者負担額）基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
階層区分	定義	0・1・2歳児	
		保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯	0円	0円
第2	非課税世帯	0円	0円
第3	均等割額のみ	母子等	5,900円
		一般	13,800円
第4	40,000円未満	母子等	7,350円
		一般	15,700円
第5	40,000円以上 48,600円未満	母子等	7,900円
		一般	16,700円
第6	48,600円以上 72,800円未満	21,000円	20,600円
第7	72,800円以上 97,000円未満	26,000円	25,600円
第8	97,000円以上 133,000円未満	34,000円	33,400円
第9	133,000円以上 169,000円未満	38,000円	37,400円
第10	169,000円以上 235,000円未満	40,000円	39,300円
第11	235,000円以上 301,000円未満	41,000円	40,300円
第12	301,000円以上 397,000円未満	43,000円	42,300円
第13	397,000円以上	46,000円	45,200円

※表中の年齢については、前年度3月31日現在の満年齢により決定します。

※「標準時間」「短時間」については、P. 1を参照。

※8月分までの保育料は、前年度の市町村民税、9月分以降の保育料は、現年度の市町村民税額により決定します。

※母子（父子）世帯並びに身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた方がいる世帯については、「母子等」に該当する場合があります。

ひとり親等世帯については、国による利用者負担額の軽減措置により、第6、7階層の一部（世帯の市町村民税所得割合計額が77,101円未満である場合）については、第1子は第5階層の母子等と同額、第2子以降は無料となります。

※住所が同じ祖父母等が家計の主宰者と判断される場合（保護者の年収が120万未満の場合）は、その方の課税額を含め判定をいいます。その場合、ひとり親等世帯に該当しない場合があります。

※0歳から小学校就学前（年長クラス）までの間に通園している兄弟姉妹がいる場合、最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。

国による利用者負担額の軽減措置により、世帯の市町村民税所得割合計額が、保育認定子どもについて57,700円未満である場合については、同時入所を問わず、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※熊本県多子世帯子育て支援事業により、18歳未満の児童を3人以上扶養している家庭で、3番目以降の児童が保育施設を利用する場合、保育料が無料となります。